

第3期山梨県カワウ管理指針（案）の概要

1 指針策定の目的及び背景

第2期山梨県カワウ保護管理指針については、今年度末に満了となるが、継続して人間とカワウと魚類の共生を図り、水産業被害等への対策を推進するため、引き続き指針を策定するものとする。また、平成27年5月の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う、計画体系の見直しを受け、平成28年1月にカワウを管理すべき鳥獣と位置づけた関東カワウ広域管理指針が策定されており、本県においても同様な状況であるため、第3期山梨県カワウ管理指針として策定するものとする。

2 管理すべき鳥獣の種類

カワウ

3 指針の期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日（5年間）

4 管理が行われるべき区域

県内全域

5 管理の目標

（1）現状

本県のカワウは月ごとに変化はあるものの、約400羽が確認されている。現在の分布状況としては、下曽根のコロニーに集約されている。

近年では漁協が行う追い払い対策及び繁殖抑制による生息数管理等により、アユ放流場所への飛来数、被害金額共にピーク時に比べて減少しているものの、放流アユがカワウに食べられる割合を5%以内に抑えるには至っていない。

（2）管理の目標

ア カワウによる被害の抑制

漁業権魚種を中心として食害を防止する。当面は放流したアユがカワウに食べられる割合を5%以内に抑えられるよう管理を行っていく。

イ 生物多様性保全の観点からのカワウ個体群の健全な維持

水域生態系のバランスを保つため、食害を許容できる程度に生息場所と個体数を抑制しつつ、個体数が急減しないようモニタリングを継続し、順応的に管理を行う。

（3）目標を達成するための施策の基本的考え方

被害防除対策、個体群管理、生息環境管理の3つの項目について検討する。

ア 被害防除対策

被害防除や有害捕獲については山梨県漁業協同組合連合会が主体となって行う。県は、速やかに銃器の許可が出せるよう、関係機関へのカワウ対策に関する現状周知に努める。

イ 個体群管理

個体数モニタリング、ねぐら・コロニー管理を山梨県漁業協同組合連合会が県の指導を受けながら行う。この他、県では、同連合会の行う対策に関する試験研究、指導普及、効果測定を行う。

ウ 生息環境管理

国土交通省、県は河川工事を行う場合には河道内における動植物の多様な生息、生育環境の保全について十分考慮し対策を行う。

6 カワウの個体数の調整に関する事項

(1)基本方針

現在、カワウ個体数の急激な減少は見られないことから、当面は有害捕獲により捕獲を推進していくこととするが、生息個体数を勘案し、必要に応じて捕獲数について見直すこととする。

(2)有害捕獲

銃器、釣り針による捕獲及びコロニーでの繁殖抑制を行う。

7 生息環境に関する事項

(1)コロニー・ねぐらの管理

カワウを下曽根コロニー1箇所封じ込め、生息数の抑制・コロニー拡大の防止・他地域への分散を防ぐ。また、新たな場所にコロニー・ねぐらが形成された場合、早期に対策を行い除去する。

(2)河川の良い環境と生物生産力の復元

河川環境に配慮した整備を継続して行っていく。

8 その他管理のために必要な事項

(1)被害防除対策

人がカワウの飛来地で対策を実施することがもっとも効果的であることから、銃器やロケット花火による追い払いを柱とし、様々な防除方法を組み合わせて対策を実施する。

(2)モニタリング等の調査研究

科学的・計画的な管理をするためにモニタリングを行う。

ア 毎月コロニーで生息数のカウントを行う。

イ 足環標識調査により広域の動向を把握する。

ウ 捕獲個体の解剖による栄養状態等調査と、食性調査のための解剖及び吐き戻しを利用した胃内容物調査を行う。

併せて、関東カワウ広域協議会の一斉モニタリング調査に協力する。

(3)計画の推進体制

ア 関東カワウ広域協議会に参加し、被害対策等について情報交換を行っていく。

イ 関東カワウ広域協議会山梨県協議会を構成し、計画の効果的な推進を支援する。